

「気象に関する『警報』の発令及び震度5弱以上の地震が発生した場合」の変更について

青葉の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

平素は本校の教育活動推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、4月13日付けで「気象に関する『警報』の発令及び震度5弱以上の地震が発生した場合」について、配付させていただきましたが、令和8年5月29日より新しい防災気象情報の運用が始まり、警報や注意報が新しくなりました（詳しくは、木津川市のホームページ「木津川市防災情報サイト」をご覧ください）。生徒には、本日指導しましたので、今後とも登下校等の安全指導についてご協力賜りますようお願いいたします。

記

気象に関する「警報」が発令された場合

1 警報発令時（変更）

① 午前7時現在において

（1）「木津川市」に、特別警報・危険警報・警報のいずれか一つでも発表されている場合は、自宅待機とします。

（2）「木津川下流」に、氾濫特別警報・氾濫危険警報・氾濫警報が発表されている場合も、自宅待機とします。

② 午前9時までに、上記①の特別警報・危険警報・警報が全て解除された場合は、安全に注意した上で登校します。

③ 午前9時以降において、上記①の特別警報・危険警報・警報が解除されていない場合は、臨時休校とします。

2 警報解除時

テレビ等のニュースに注意させ、**午前9時00分**までに警報が解除された場合には、安全に留意して以下の時刻までに登校させてください。

警報解除時刻	登校完了(出欠確認)時刻
7:00～7:30	8:30
7:31～8:00	9:00
8:01～8:30	9:30
8:31～8:59	10:00

3 警報発令中

午前9時00分においてもなお警報が発令されている場合は、**臨時休校**となります。その場合、翌日の時間割等について学校から連絡します。

4 その他

（1） 午前7時00分以降、自宅を出発するまでに、警報が発令されたときも、上記1と同様、家庭待機となります。

（2） 家庭待機時の注意事項

① テレビ等の気象情報に注意させてください。

② 外出させずに、家庭で連絡を待たせてください。

（3） 授業開始以後（登校後）に警報が発令された場合は、木津川市教育委員会の指示により、学校で指導します。

震度5弱以上の地震が発生した場合

1 震度基準

木津川市において「**震度5弱**」以上(**速報値**)の地震が発生した場合は、全ての幼稚園・小中学校において2及び3の対応とします。

※ 気象庁の発表は、細かい場合「木津川市〇〇町（地域ごと）」となりますが、保護者の帰宅やライフライン等は地域を超えて影響があると考えられるため、**市内のどこか一つの地域でも「震度5弱」と出れば、市立全幼稚園・小中学校で同じ対応をとります。**

2 臨時休校について

次の場合は臨時休校とします。

地震発生時刻	対 応
下校後から24時まで震度5弱以上の地震が発生	翌日を一斉臨時休校
0時から登校までに震度5弱以上の地震が発生	当日を一斉臨時休校

ただし、**震度修正値が震度4以下となった場合は**、校内外の安全を確認し、木津川市教育委員会と協議の上、登校に切り替える場合があります。登校に切り替える場合は、お知らせメールで連絡します。お知らせメール登録をされていないご家庭は、早急に登録をお願いいたします。

3 生徒の下校について

「登校中に震度5弱以上の地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合」「下校中に震度5弱以上の地震が発生し学校に戻ってきた場合」は次のとおりとします。

- (1) 保護者が引き取りに来られるまで、生徒を中学校の所定の避難場所に待機させます。なお、震度5弱以上で連絡手段も寸断され保護者へ連絡が取れない場合も想定されますが、迎えに来られるまで学校で待機させますので、お迎えをお願いします。
- (2) 学校においては、登校している生徒について確認の後、保護者に確実に引渡します。